

人事労務実務と組織づくりのワンポイントレター



おかみさわ通信

おかみさわ社会保険労務士事務所
代表 田村 由理社会保険労務士
A4一枚評価制度&人事制度構築士
仕事と家庭の両立支援プランナー
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>

【施行前の改正】雇用保険法改正概要 令和10年10月から週10時間で適用へ！

令和6年5月10日、雇用保険の適用拡大などを盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年法律第26号として、同月17日の官報に公布されました。施行期日は、基本的には令和7年4月1日ですが、公布日から数段階に分けて施行されます。まずは全体像を確認しておきましょう。注目は、雇用保険の適用拡大です！

【令和6年改正雇用保険法等(令和6年法律第26号)の全体像(主要なもの)】

1. 雇用保険の適用拡大

○ 雇用保険の被保険者の要件のうち、**週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」**に変更し、適用対象を拡大する。

○週所定20時間を基準に設定されている基準を現行の1/2に改正

(令和10年10月1日施行)

	改正前	改正後
被保険者期間の算定基準	賃金の支払の基礎となった日数が 11日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 80時間以上 ある場合を1月とカウント	賃金の支払の基礎となった日数が 6日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 40時間以上 ある場合を1月とカウント
失業認定基準	労働した場合であっても1日の労働時間が 4時間未満 にとどまる場合は失業日と認定	労働した場合であっても1日の労働時間が 2時間未満 にとどまる場合は失業日と認定
法定の賃金日額の下限額(①)、最低賃金日額(②) ※「①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額」と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定	①屈折点(給付率が80%となる点)の額の 2分の1 ②最低賃金(全国加重平均)で 週20時間 を働いた場合を基礎として設定	①屈折点(給付率が80%となる点)の額の 4分の1 ②最低賃金(全国加重平均)で 週10時間 を働いた場合を基礎として設定

出典:厚生労働省
「雇用保険法等の一部を改正する法律」
(令和6年法律第26号)の概要資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/1160000/00/001255172.pdf>

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実

- 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合は、給付制限をせず基本手当を受給できるようにする(※1)。※1 自己都合退職した場合の**給付制限期間1か月に短縮**する(通達)。
- 教育訓練給付金**について訓練効果を高めるインセンティブ強化のため、**給付率を受講費用最大80%に引き上げる**。
- 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金[**教育訓練休暇給付金**]を創設する。

(①=令和7年4月1日、②=令和6年10月1日、③=令和7年10月1日施行)

3. その他の雇用保険制度の見直し

- 教育訓練支援給付金の給付率の引き下げ**(基本手当の80%→**60%**)を実施する。
- 就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

(①②=令和7年4月1日施行)

* 上記2で整理した「教育訓練やり・スキリング支援」は、かなり強化されますので、従業員のみなさんのスキルや技術向上に活用してみたいかがでしょうか？

【施行待ちの改正】

令和7年分の扶養控除等申告書 簡易化

令和5年度の税制改正で、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、扶養控除等申告書といいます）」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする改正が行われました（この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます）。この改正規定が、**令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書から適用**されますので、ポイントを確認しておきましょう。

【簡易な扶養控除等申告書のポイント(国税庁 FAQ 抜粋)】

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書		扶
あなたの氏名 山川 太郎	あなたの住所 東京都練馬区栄町22-7	前年から異動なし
あなたの個人番号 112233445566	あなたの氏名 山川 太郎	
あなたの住所 東京都練馬区栄町22-7	あなたの個人番号 112233445566	扶養控除等申告書の提出
あなたの住所 東京都練馬区栄町22-7	あなたの個人番号 112233445566	扶養控除等申告書の提出

□ 簡易な申告書の記載方法は？

簡易な申告書を提出する人〔従業員〕本人の氏名、住所又は居所及びマイナンバーを記載の上、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない旨を余白に記載するなどして提出してもらうことになります。

※ 赤字で記載している部分が簡易な申告書に記載する必要がある事項です。

□ 従業員から簡易な申告書の提出を受けようとする場合の留意点

給与等の支払者〔会社〕は、簡易な申告書の提出を受けた場合には、前年に提出を受けた扶養控除等申告書に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行うこととなります。そのため、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容を把握できるようにしておくことが必要です。

出典：簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005->

おかみさわ事務所の活動

【褒め言葉ランプを使った授業を行いました】

今年も十和田准看護学院1年生の国語表現の授業を担当させていただき、「褒め言葉ランプカード」を使った共同学習時間を持ちました。



受講前は、「コミュニケーションが下手だなんて悩むことがよくあります。」と言ってみなさんもワークが始まると笑顔満開！「褒めるって相手を勇気づけることであり、言葉を発する自分にも嬉しさがあるんですね！」と、明るい笑顔で素敵な気づきを伝えてくれたことが嬉しかったです。

【8月22日労務管理セミナー開催】

「人を採用するとき何から始めればいい？」といった疑問を解消していただく内容です。場所は八戸商工会館、15時から。セミナー後、17時から交流会も実施します！



今月の日常の小さな幸せ♡

先月号では、いちご狩り報告をしました。今回は、さくらんぼ摘み取り体験をしました。私は八戸生まれ八戸育ちですが、さくらんぼの摘み取りは生まれて初めて！今回の企画は、オンライン秘書サービスを提供されている株式会社 リモットさんの県南交流会イベント。家族で招待いただき、楽しい時間を過ごさせていただきました。お世話になっている代表のタナカ ミカさんのオランダ移住のお見送りもでき、いつもオンラインでやりとりしているオンライン秘書のみなさんにも



日頃の感謝を伝えることができました。

今月もよろしくお願いたします！ おかみさわ社会保険労務士事務所